

特定小型原動機付自転車「特定原付」として
**電動キックボードに
 新しいルールが
 できました!**

令和5年
7/1
 から施行

安全&
 快適に!

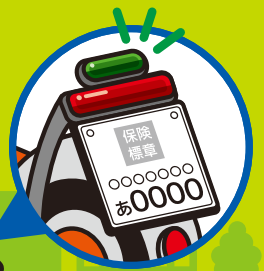


安全安心を推進する
 マスコットキャラクター
 みまもりいぬ

- ヘルメットを着用しよう
 (努力義務)
- 飲酒運転しない
- 曲がる時はウィンカー
- 車道か
 自転車道が原則
- 運転中は携帯電話等
 を使用しない
- 二人乗りしない
- 信号や標識を守る
- 道端などに
 放置しない



- 16歳未満は**運転禁止**
 16歳以上は免許不要
- 自賠償保険(共済)に
 加入する
- ナンバー
 プレートをつける



※イラストはイメージです。

7/1に新設 「特定原付」とは

- 1 車体は長さ190cm以下・幅60cm以下
- 2 走行中に最高速度設定を変更できない
- 3 原動機の定格出力は0.6kW以下
- 4 オートマ(AT機構)である
- 5 時速20kmを超える速度が出ない
- 6 最高速度表示灯が備えられている
※経過措置があります。

●1~6を満たしていない場合、形状が電動キックボードでも一般原動機付自転車等に分類され、車両区分に応じた交通ルールが適用されます(運転免許が必要など)。

東京都の
 HPIはこちら



警視庁の
 HPIはこちら



「特定原付」電動キックボードのルールとは？



新設

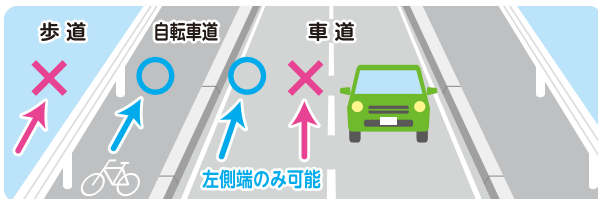
区分	年齢制限	免許	ヘルメット	速度制限	走行場所	最高速度表示灯
一般原動機付自転車(従来の原動機付自転車)	16歳以上	必要	義務	30km/h(法定)	車道	—
特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	20km/h(最高)※	車道・自転車道	緑色点灯
特例特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	6km/h(最高)※	車道・自転車道・特定の歩道	緑色点滅

※速度抑制装置で制御

切替可能な車両もあり(走行中は不可)

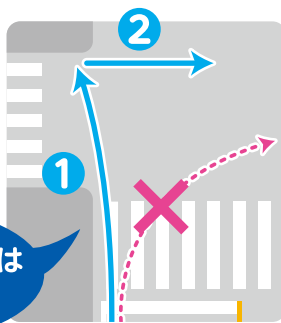
車道や自転車道を走ろう

車道と歩道または路側帯の区別があるところでは
車道(もしくは自転車道)を走行します。



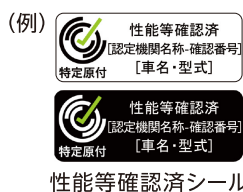
信号や標識・
標示を必ず確認し
交通ルールを
守りましょう。

交差点での右折は
二段階で!



安全な車両に乗ろう

道路運送車両法の
保安基準に適合した
車両であることを
確認しましょう。



歩道通行は例外

「特定原付」のうち、「**特例** 特定原付」のみ
自転車が通行可能な歩道
(標識等で特例特定原付の通行が
禁止される場合は除く)に
限り走行できます。
歩道は**歩行者優先**です。



個人所有と
シェアリングで
交通ルールに
差はありません



電動キックボードの新ルールをチェック

都民安全 特定原付 検索